

# 合併協議会だより

Moka Ninomiya

第3号

## 両市町の庁舎の紹介

現在、真岡市と二宮町の合併協議が行われていますが、両市町の合併後、庁舎のほか、各種施設の利用の選択肢が広がります。



真岡市役所
竣工
昭和32年10月
敷地面積
15,352㎡
駐車場
232台

二宮町役場
竣工
平成9年11月
敷地面積
19,573㎡
駐車場
214台



# 第3回合併協議会の結果

## ～ 第3回協議会を12月26日に開催 ～

第3回真岡市・二宮町合併協議会は、平成19年12月26日(水)、真岡市青年女性会館を会場に行われました。

会議では、「平成19年度補正予算」の議決事項1件と「慣行の取扱い」などの協議事項10件の協議が行われ、すべて全会一致で決定されました。その内容は次のとおりです。

### 議決事項

#### 【議案第4号】 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会補正予算について

平成19年度歳入歳出予算については、第1回協議会において、歳入歳出それぞれ1,700万円と決定しましたが、情報化システム統合に関する調査を実施する必要性が生じたため、歳入歳出それぞれ373万円を追加するものです。

協議の結果、平成19年度補正予算が原案のとおり決定され、歳入、歳出の金額は2,073万円となります。

### 協議事項

#### 【協議第14号】 慣行の取扱いについて

慣行とは、“慣わしとして行われてきたこと”を意味しますが、合併協議においては、市町章や憲章、歌、花・鳥・木、各種宣言、名誉市町民を指します。

慣行の取扱いについては、新市の市章や市民憲章などを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 市章については、真岡市の市章を用いる。
- 2 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。
- 3 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。  
二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。
- 4 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。
- 5 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。
- 6 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。  
合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

#### 【協議第15号】 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについては、行政と地域とのパイプ役として、重要な役割を果たしている区長、自治会長などの組織や担当区域などを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会（区）については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

## 【協議第16号】 国際交流事業について

国際交流事業については、現在、真岡市が行っている海外姉妹都市・海外友好都市との交流を、新市でどのように実施するかを協議するものです。  
協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 【協議第17号】 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業については、「開かれた行政」や「住民の行政参加」を実現するため、現在、広報紙の発行やホームページの開設、市町長への手紙などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかなどを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。



▲ 「市長との話し合い事業」の様子

- 1 広報紙の発行については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 ホームページについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 市長への手紙については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 市長との話し合い事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

## 【協議第18号】 生活保護事業について

生活保護事業については、真岡市においては真岡市福祉事務所が、二宮町においては栃木県の芳賀福祉事務所がそれぞれ実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

二宮町的生活保護事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ真岡市の事務に統合する。

## 【協議第19号】 健康づくり事業について

健康づくり事業については、住民の健康の保持増進を図るため、訪問・相談事業などさまざまな事業を実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 各種訪問・相談事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康推進員活動事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 3 健康増進施設真岡井頭温泉運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 健康21プランについては、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、平成23年度中に改訂版を策定する。



▲▼健康づくり事業の様子



## 【協議第20号】 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業については、中小企業をはじめとする商工業の振興、活性化や財源確保と雇用創出を目的とした優良企業の誘致、既存観光資源の有効活用や新たな観光資源の発掘など多様な事業を実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 商工業振興金融制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。  
ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整する。
- 3 商工業団体育成指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 商工振興拠点施設事業(駅前どんとこい広場)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 企業立地促進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- 6 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
ただし、二宮町工場誘致審議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 インターチェンジ周辺開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 観光協会支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 観光イベント支援事業については、新市において速やかに再編する。
- 10 観光振興拠点施設事業(真岡市物産会館、真岡市真岡木綿会館)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 【協議第21号】 勤労者、消費者関係事業について

勤労者、消費者関係事業については、勤労者の福利厚生の実現や消費生活に関するトラブルの相談、情報の提供、啓発講座などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 勤労者対策事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。  
ただし、真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 消費者関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
ただし、消費者行政推進協力員事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。



〈第3回合併協議会の会議風景〉

## 【協議第22号】 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名については、現在の各学校の通学区域や学校名を、新市でどのような通学区域、学校名にするかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 市町立学校の通学区域、学校名については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校の統廃合に伴うスクールバスについては、現行のとおりとする。

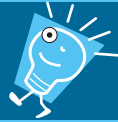
## 【協議第23号】 学校教育事業について

学校教育事業については、次の世代を担う子どもたちの育成を図るため、英語指導助手の配置や国際交流事業、学校教育施設を利用した体験活動などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 奨学資金貸与制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 2 英語指導助手配置事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 国際交流事業については、現行のとおりとする。姉妹校未締結校については、真岡市の制度を基準に相互交流ができるように、新市において調整する。
- 4 幼稚園就園奨励事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 学校給食については、次のとおりとする。
  - (1) 学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
ただし、月1回の弁当の日を設ける。
  - (2) 給食費負担額については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 学校教育施設事業については、次のとおりとする。
  - (1) 自然教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
  - (2) 科学教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 教育事務委託事業については、現行のとおりとし、委託方法等については、新市において関係市町と調整する。





前号に引き続き、みなさまから寄せられた質問についてお答えします。


今回は、第3回協議会で決定した協定項目のうち、「慣行の取扱い」や「商工、観光関係事業」、「学校教育事業」について詳しく解説します。



Q

第3回協議会で新市の市章や市民憲章などが決定されましたが、その内容を詳しく教えてください。

A 合併の方式が編入合併ですので、新市の市章や市民憲章などは、真岡市のものを用いることが決定されました。具体的には、次のとおりになります。

市章		<p>市章は、新市のシンボルマークとなるもので、真岡市の「真」の文字を図案化したものです。</p> <p>色には特別な定めはありませんが、市旗は、慣例的にえんじ色の下地に白抜きとしています。</p>			
市民憲章	<p>真岡市は、鬼怒の清流と八溝の山なみにはぐくまれ、緑の大地のもと先人のあとをうけて、力強く進展しています。</p> <p>わたしたちは、真岡市民としての誇りをもち、明るく健康な市民生活をねがって、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 すべてのものを大切に、美しい環境をつくれます。</li> <li>1 思いやりに満ちた心で、お互いに助け合います。</li> <li>1 すずんで働き、豊かなくらしをきずきます。</li> <li>1 教養を深め、より高い文化を育てます。</li> <li>1 きまりを守り、住みよい郷土をつくれます。</li> </ul>				
市歌	<p>【真岡市民のうた】</p> <p>♪ やまなみは さやかに明けて かがやく 沃野よまちよ ♪</p> <p>【真岡音頭】</p> <p>♪ 芳賀の城山 太鼓の音に 真岡いきいき いきいき真岡 ♪</p> <p>※【二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」】は、二宮地区の愛唱歌として伝承します。</p> <p>♪ かるやかに かるやかに 舞とぶ蝶の かがやきよ ♪</p>				
花	わた	鳥	ひばり	木	けやき

# Q

第3回協議会で「商工、観光関係事業」が決定されましたが、両市町で行われている観光イベントは、新市になるとどうなるのか教えてください。

A 両市町においては、さまざまなイベントを支援することによって、観光客を誘致し、商工業の振興と地域の活性化を図っています。

真岡市		二宮町	
イベント	実施月	イベント	実施月
真岡の夏祭り	7月	いちごまつり	5月
花火大会	7月	にのみや夏まつり	8月
灯ろう流し	8月	にのみや秋まつり	11月
など		など	

観光イベントは、それぞれの特色を活かし、地域で親しまれながら実施されているところですが、似通った内容のイベントを同じ時期に実施しているものもあります。

新市においては、新市の一体性を確保するため、すべての観光イベント支援のあり方について、主催団体などとの調整を含め、協議、検討する必要がありますので、「新市において速やかに再編する」と決定したものです。

# Q

第3回協議会で「学校教育事業」が決定されましたが、二宮町の児童生徒も、自然教育センターや科学教育センターで学習できるか教えてください。

A 真岡市においては、さまざまな体験活動、人とのふれあい、自然とのふれあいを通し、心豊かでたくましく生きる力を備えた児童生徒を育成するため、小学3、4、6年生と中学1、2年生を対象とし、自然教育センターでの宿泊学習を実施しています。また、科学を通し、夢と希望を与え、豊かな知性と創造性を育み、科学する心を培うため、小学校3年生から中学校3年生までを対象に、科学教育センターを利用した、授業を実施しています。

両事業は、合併の翌年度から真岡市の制度を適用することが決定しましたので、平成21年4月以降、二宮町の児童生徒も自然教育センターや科学教育センターで学習することとなります。

## ★ 参考（平成19年度）

### ◎ 自然教育センター

対象	日数
小学校3年生	2泊3日
小学校4、6年生 中学校2年生	3泊4日
中学校1年生	4泊5日

### ◎ 科学教育センター

小学校3年生から中学校3年生までの全員が、学年により年間2、3日の授業を実施しています。その他、「プラネタリウム観覧」や「科学の広場」、「科学体験教室」などを開催しています。

会議傍聴のご案内

協議会の会議は原則として公開で行われます。  
会議開会30分前から傍聴受付を行いますので、是非お越してください。

- 第5回協議会  
と き 平成20年2月13日(水)  
午後2時から  
ところ 真岡市青年女性会館2階ホール
- 第6回協議会  
と き 平成20年3月26日(水)  
午後2時から  
ところ 二宮町民会館多目的ホール



ホームページを開設しています

<http://www.mn-gappei.jp/>

ホームページでは、合併協議会の協議経過や会議内容などを会議開催のつど更新・掲載し、住民のみなさまに向けて発信しています。ぜひご覧ください。  
また、みなさまからのご意見やご質問、ご要望も書き込めるようになっていきますのでご利用ください。

編集後記

寒さが身にしみる日が続き、本格的な冬が到来しました。風邪などひかないように気をつけてください。

合併協議会では、現在、みなさんの生活に身近な内容の協議を行っています。

協議の内容や協議の結果などについてのご質問、ご意見をどしどしお寄せください。お待ちしております。

皆さんのご意見・ご質問を  
お待ちしております。



編集／発行 真岡市・二宮町合併協議会事務局  
〒321-4395 真岡市荒町5191番地（真岡市役所内）  
TEL 0285-83-8452 FAX 0285-83-8119  
e-mail info@mn-gappei.jp